

付表4-2 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

簡易

課税期間		・ ・ ・ ・	氏名又は名称			
区 分		税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)	
課税標準額	①	円 000	円 000	円 000	※付表4-1の①X欄へ 円 000	
課税資産の譲渡等の対価の額	① 1	※第二表の②欄へ	※第二表の③欄へ	※第二表の④欄へ	※付表4-1の①-1X欄へ	
消費税額	②	※付表5-2の①A欄へ ※第二表の⑫欄へ	※付表5-2の①B欄へ ※第二表の⑬欄へ	※付表5-2の①C欄へ ※第二表の⑭欄へ	※付表4-1の②X欄へ	
貸倒回収に係る消費税額	③	※付表5-2の②A欄へ	※付表5-2の②B欄へ	※付表5-2の②C欄へ	※付表4-1の③X欄へ	
控除	控除対象仕入税額	④	(付表5-2の⑤A欄又は⑥A欄の金額)	(付表5-2の⑤B欄又は⑥B欄の金額)	(付表5-2の⑤C欄又は⑥C欄の金額)	※付表4-1の④X欄へ
返還等対価に係る税額	⑤	※付表5-2の③A欄へ	※付表5-2の③B欄へ	※付表5-2の③C欄へ	※付表4-1の⑤X欄へ	
貸倒れに係る税額	⑥				※付表4-1の⑥X欄へ	
控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦				※付表4-1の⑦X欄へ	
控除不足還付税額 (⑦-②-③)	⑧		※⑪B欄へ	※⑪C欄へ	※付表4-1の⑧X欄へ	
差引税額 (②+③-⑦)	⑨		※⑫B欄へ	※⑫C欄へ	※付表4-1の⑨X欄へ	
合計差引税額 (⑨-⑧)	⑩					
標準と消費する税の課税標準額	控除不足還付税額	⑪	(⑧B欄の金額)	(⑧C欄の金額)	※付表4-1の⑩X欄へ	
差引税額	⑫		(⑨B欄の金額)	(⑨C欄の金額)	※付表4-1の⑪X欄へ	
合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (⑫-⑪)	⑬		※第二表の⑯欄へ	※第二表の⑰欄へ	※付表4-1の⑫X欄へ	
譲渡還付額	⑭		(⑩B欄×25/100)	(⑩C欄×17/63)	※付表4-1の⑬X欄へ	
割納税額	⑮		(⑩B欄×25/100)	(⑩C欄×17/63)	※付表4-1の⑭X欄へ	
合計差引譲渡割額 (⑮-⑭)	⑯					

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、当該付表を作成してから付表4-1を作成する。

「税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表」
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

1 提出すべき場合

この付表は、簡易課税制度を選択しており、かつ、基準期間の課税売上高が5,000万円以下である事業者が、消費税及び地方消費税の（確定、中間（仮決算）、還付、修正）申告書（簡易課税用）（以下「申告書（簡易課税用）」といいます。）を作成する場合で、かつ、この課税期間中に地方税法等の一部を改正する法律（平成6年法律第111号）附則第5条第2項に規定する「経過措置対象課税資産の譲渡等」、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）附則第4条第2項に規定する「経過措置対象課税資産の譲渡等」又は同法附則第10条第2項に規定する「31年経過措置対象課税資産の譲渡等」がある場合に使用し、申告書（簡易課税用）に添付して提出してください。

2 記載要領等

- (1) 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てます。
- (2) この付表を作成してから、付表4-1を作成します。